在宅勤務を導入した場合、その費用負担についてト ラブルが生じやすいとされています。そこで、税制 面の取扱いについてQ&A形式で解説します。

平井会計事務所 税理士

井 満 広

ここでは、その内容について解和3年1月に公開しました。

精算不要) で毎月50

した場合は、500

給与課税となります。

費用負担等に関するFAQ」

を令

ります (図表1)。 に支給する場合は、 の)として、

たとえば、

渡切

000円を支(使途不問・

00円全額が

国税庁は「在宅勤務に係る

在宅勤務手当と給与課税のイメージ (1) 在宅勤務に必要な費用を実費精算する場合









給与課税なし

給

与課税となるのか? 業員に支給した場合は、 企業が在宅勤務に通常必 企業が在宅勤務手当を従

要な費用を従業員に実費精 Q

パソコン等 (事務用品等) 企業が在宅勤務に必要な

課税となるのか? を従業員に支給した場合は、

定額支給 従業員

(2) 在宅勤務手当として毎月定額を支給する場合 (返還不要)









給与課税あり

従業員が有する場合」は貸与に該 給与課税となり ます

なります。

税となるのは超過金額部分

0

合、 給与課税となります 円を返還したとします。 等を8万円で購入して企業に2万 円を仮払い コン等を返却しないと、 たとえば、 在宅勤務終了後に企業にパソ Ļ 企業が従業員に10万 従業員はパソコン 8万円が この場

(2)場合 通信費や電気料金を精算する

は企業に返却する場合は「貸与」

給与課税とはなりません。

いで購入

し、領収書等を企業に

従業員がパソコン等を立替払

提出して購入費用を受領する方

業務に使用しなくなったとき

を返還)

する方法

法で行なうのか?

従業員

従業員

用の精算は、

どのような方

なお、 法

①②いず

しても、

ソコン等の所有権 れの方法で購入 在宅勤務に通常必要な費

貝がパソコン等を自由に処分でき

う形で従業員に配付しても、

従業

購入し、

領収書等を企業に提出 従業員がパソコン等を

して購入費用を精算

(超過金額

した後、

は給与課税となります 員に移転。返却も不要) 等を従業員に支給(所有権が従業

(図表2)。

1

企業が従業員に金銭を仮払い

する場合

を新たに購入する場合

従業員に貸与するパソコン等

なお、

パソコン等を「支給」とい

場合は、

給与課税となりません。

の区分に応じて次の方法が考えらの区分に応じて次の方法が考えら

企業が所有するパソコン

ン

等を従業員に貸与する

費用

用の精算方法は、以下任宅勤務に通常必要な

下 な

物給与)。

企業

る

活費) 還 に報告 算 した後、 めに負担した部分を合理的に計 や電気料金について 企業が従業員に金銭を仮払い する方法 を含めて負担した通信費 その計算した金額を企業 して精算(超過金額を返 従業員が家事部分 業務のた 全

て、業務のために使用した部分担した通信費や電気料金につい 領する方法 ために使用した部分の た金額を企業に報告 を合理的に計算し、 従業員が家事部分を含めて その計算し して業務の 金額を受

給与課税あり

図表2 事務用品等の支給と給与課税のイメージ

(1) 企業所有の事務用品等を貸与する場合(要返却)

給与課税なし

(2) 企業所有の事務用品等を支給する場合(返却不要)

給し、業務使用部分を超過した金 額を返還しない場合でも、 企業が従業員に在宅勤務手当を支 0) Q (2) 0) の場合、 給与課

企業

給与課税となります 超過金額の200 使用した30

00円は給与課税

0 円の

この場合、

在宅勤務費用として

とします。 0 0

00円は企業に返還しなか 円のみ使用したが、

0

to

ばよいか? の使用部分はどのように計算す を支給する場合、 従業員が負担した通信費 在宅勤務 'n

します の区分に応じて 使用した部分の金額は、 通信費 のうち 次の方法で計 っ在宅勤務に

1 (1) 通話料 電話料金

0 話料金を通話明細等で確認し、 こ)については、普通話料(後述のは 金額を従業員に支給する場合 給与課税となり 業務の 基本使用料を ませ ため 0) 通除

に行なう業務(営業担当や出張サ なお、 ト担当等企業が認める業務) 業務のための通話を頻繁

企業実務 2021 5

業員は在宅勤務費用として30

0

超過金額2

勤務手当を5

000円支給し、

従

たとえば、

企業が従業員に在宅

41

企業実務 2021. 5

40

給与課税と

宅勤務

(テレワー

ク)を導入する

スの感染拡大防止の観点から、

なりません。 算で支給する場合は、

一方で、

在宅勤務手当

(在宅

働き方改革や新型コロナウイ

企業が増えて

います。

負担した場合の税務の取扱

ψì

4=

0

在宅勤務にかかる費用を企業が

なか

った場合でも返金しな

1/2

1

定額の金銭を従業員

給与課税とな

務に通常必要な費用として使用

図表3 業務のために使用した通話料等の算式 業務のために使用した

従業員が負担した1か月の 基本使用料や通話料等

その従業員の1か月の 在宅勤務日数 該当月の日数

【事例1:電話料金の在宅勤務費用の計算】

基本使用料や

通話料等

- (問) 2月に在宅勤務を14日行なった従業員が、月額1万円の通 信料 (通話料と基本使用料の合計) を負担した。在宅勤務の 業務に使用した部分の金額はいくらか?
- (答) 10,000 円×14 日/28 日×1 / 2 = 2,500 円

【事例2:インターネット接続通信料の在宅勤務費用の計算】

- (問) 4月に在宅勤務を15日行なった従業員にスマートフォン料金の 補助として5,000円を支給した。従業員が負担したスマートフォ ン料金は以下のとおりだが、給与課税となる金額はいくらか?
 - ・基本使用料: 3,000 円 (3GB まで無料) ・データ通信料: 1,000円(3GB超過分)
 - ・業務使用にかかる通話料:1,000円(通話明細書より)
- (答) ① 業務のための通話料:1,000円
 - ② 業務のための通信料

(3,000円+1,000円)×15日/30日×1/2=1,000円

③ 給与課税の金額:5,000円-(1)-(2)=3,000円

図表4 業務のために使用した電気使用料等の算式

業務のために使用した 英東門が負担した1か月の 基本間や電気使用科等 基本間や電気使用科等 基本四や電気使用関等

業務のために使用した 部屋の床面積 自宅の床面積

その従業員の「か月の 在宅動務日数 該当月の日数

【事例3:電気料金の在宅勤務費用の計算】

- (問) 4月に在宅勤務を15日行なった従業員に電気料金の補助と して 5,000 円を支給した。従業員が負担した電気料金は以 下のとおりだが、給与課税となる金額はいくらか?
 - ·電気料金:10.000円
 - 自宅の床面積:80㎡

モットい

ーに、中小な

企業の経営改善や税務相談に力を入れている。平井会計事務所代表。「会計を通じて人を幸せにす

- ·業務のために使用した部屋の床面積:20m
- (答) ① 業務のための電気料金

2

10,000 円 ×20㎡/80㎡×15日/30日×1/2=625円

② 給与課税の金額:5,000円-①=4,375円

するスマート、従業員本人が行せん。ただし、従業員本人が行せん。ただし、従業員本人が行せん。ただし、従業員本人が行ける。 課税となり。負担した場合 動画等の定額利用料等) められないオプション代等(音楽代金や業務のために使用したと認 た場合は、 の金額は給与 を企業が

Q 従業員が負担し た電気料

のために使用した部分を合理的に は、図表3の算式により算出した 金額を企業が従業員に支給する場 合は、給与課税となりません(事 例1)。

出した金額を業務のためこも日出した金額を業務のためこも日 (16時間) のうち、労働時間間 (16時間) の占める割合を仮定して算出されています。なお算式によらず、より精緻な方法で算出した金額を業務のためこも日 (14年間) は、1日24時から平均睡眠時間8時間を除いた時間によらず、より精緻な方法で算出した金額を業務のためこも日

部分を合理的に計算する必要があついては、業務のために使用したといる。 インターネット接続通信料等に

た金額とすることもできます。

ます。

金を支給する場合、

と同じ考え方です。

の算

ための通話料とすることができま 式により算出した金額を、細等の確認に代えて、図書

る従業員については、

2

基本使用料

図表3

業務 3 通の話

がために使用した部 基本使用料等につ

、図表3の算式により算出したために使用した部分を合理的に基本使用料等については、業務

ませ 支給する場合は、 算出した金額を、 に計算する必要があります。 務のために使用 たとえば、図表4の算式によ ٨ 気使用料) 算式の 電気料金 した部分を合理 、 、 は、 の表3 で が に は、 の表3 で に の表3 1-(基本 0 43 ては、 一料金や 業

することもできます (事例3)。額を業務のために使用した金額とず、より精緻な方法で算出した金

業員に支給した場合は、給与課税 レンタルオフィス代等を従 企業が在宅勤務に必要な

となるのか? A 自宅に在宅勤務をす るス

る場合、 ても給与課税となりませ 等で在宅勤務することを認めて した後、 て費用を受領する方法 業に提出して費用を精算する方法 自宅近く 従業員が立替払いで費用を負 企業が従業員に金銭を仮払 J宅近くのレンタルオフィペースがない従業員に対 次のいず 領収書等を企業に提出 従業員が領収書等を れの方法で h あ 0 企 ついス

1

企業実務 2021_5

ればよいか? 務の使用部分はどのように計算す

42